

### 東日本大震災被災等により小金井市に避難している方はご連絡を

市では、東日本大震災等の被災者等で、小金井市に避難している方の情報を集約し、都を通じて避難前に居住していた市町村へ情報提供しています。

避難前に居住していた市町村では、これらの情報を元に、現在のお住まいへ各種のお知らせを送付しています。住民登録の有無にかかわらず、また市へ情報提供をしていない場合は、地域安全課へご連絡ください。

また、すでに情報提供して

### ふれあいメロディーの放送時間が変更

4月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送=イツ・ア・スモール・ワールド)の放送時間が変わります。

■放送時間 午後5時(4月～10月)  
☎地域安全課防災消防係 (☎042-387-9807)

### 生産緑地指定申請の事前相談受け付け

面積が300平方メートル以上の農地等で30年以上営農することを要件に、生産緑地地区の指定を行っています。

農地法による転用届出がされた農地であっても指定可能になりました。また、おおむね100平方メートル以上の農地でも指定できる場合があります。

指定を希望される方は、ご連絡のうえ、環境政策課(市役所第二庁舎4階)へお越し

いる場合も、市内での転居や市外への転出など、異動がありましたらご連絡ください。  
☎地域安全課防災消防係 (☎042-387-9807)

### 保全緑地申請受付開始

みどり豊かなまちづくりのため、市では保全すべき緑(緑地・樹木・生け垣)に対して助成金を交付します。条件等、詳細はお問い合わせください。

申 4月1日～27日(消印有効)に、申請用紙に必要事項を明記し、郵送または直接、環境政策課と公園係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階)☎042-387-9860へ

ください。  
■相談期間 4月6日(月)～20日(月)  
☎環境政策課緑と公園係 (☎042-387-9860)

### 環境に配慮した取り組み等への補助

市では、環境にやさしい取り組み等に対して、補助金や奨励金を交付しています。

【生け垣を造成した方に奨励金を交付】

みどり豊かなまちづくりのため、新たに生け垣を造成する場合に奨励金を交付しています。

造成の際は、必ず事前にお問い合わせのうえ申請してください。



☎環境政策課緑と公園係 (☎042-387-9860)

【住宅用新エネルギー機器等設置費用補助】

太陽光発電などの住宅用新エネルギー機器等を購入し自宅に設置した方に、設置費用を補助します。

必要書類、補助対象機器等の詳細は、環境政策課(市役所第二庁舎4階)で配布している要綱をご覧ください。

☎平成31年4月1日以降に市内の自宅に自家用として補助対象機器を設置した方 ※市税等を滞納している方を除く

☎環境政策課環境係 (☎042-387-9817)

### 令和2年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書の送付

5月1日に納税通知書(簿紫色または青色の封筒)を送ります。

課税対象となるのは、令和2年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方です。(償却資産は固定資産税のみ)

税額の計算方法等は、納税通知書をご確認ください。

※償却資産とは、経営者などが、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品等のことです  
☎資産税課 (☎042-387-9821)

### 令和2年度課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧

【閲覧】  
ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

☎納税義務者とその同世帯の親族、納税管理人、納税義務者からの委任状を有する代理人。借地人は当該土地、借家人は当該家屋およびその土地の閲覧ができます

【縦覧】  
市内の土地や家屋の評価額等を縦覧できます。

☎納税者とその同世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任状を有する代理人  
—— 共通 ——

### 4月は こきんちゃんあいさつ運動春季推進月間

この運動は、「こ=こころをこめて、きん=近所のひとたちと、ちゃん=ちゃんとあいさつしよう!」を合言葉に、あいさつを通してお互いが顔見知りになることで地域のつながりを深め、子どもたちや地域の安全確保をめざす運動です。

ぜひ、小金井を爽やかなあいさつ飛び交う安全で安心なまちにするため、ご協力をお願いします。

なお、新学期を迎え、子どもたちが安心して登下校できるように、推進月間中は、市職員が子どもたちの登下校時に合わせて、青色回転灯装備車両によるパトロールを強化するほか、商店会や市内の団体に協力を依頼し、運動を推進します。

☎地域安全課地域安全係 (☎042-387-9806)



【標語】  
あいさつで つながる  
笑顔 あかるい未来

### 春の全国交通安全運動

世界一の交通都市 TOKYOを目指して 「やさしさが走る この街この道路」

4月6日(月)～15日(水)



時 4月1日(水)～6月1日(月) ※閲覧は、6月2日以降も可能です  
¥ 無料(借地・借家人および縦覧期間後の閲覧は有料)  
持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)。同世帯の親族(市外在住)の場合、併せて同世帯であることを確認できる書類(住民票等)。

併せて同世帯であることを確認できる書類(住民票等)。

この運動は、交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目的に毎年実施しています。

この運動を契機に、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、正しい交通ルールとマナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

【重点項目】  
▽子どもをはじめとする歩行者の安全の確保  
▽高齢運転者等の安全運転の励行  
▽自転車の安全利用の推進  
▽二輪車の交通事故防止  
【自転車の安全利用五則】  
▽自転車は車道が原則、歩道は例外  
▽車道は左側を通行

▽歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
▽安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)  
▽子どもはヘルメットを着用

【4月10日(金)は 交通事故死ゼロをめざす日】  
一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

☎市交通対策課交通対策係 (☎042-387-9885)  
☎042-381-0110